

夫婦同氏制を合憲とした最高裁の判決理由に対する会長声明

全国青年司法書士協議会

会長 石橋 修

東京都新宿区四谷二丁目8番地

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail info@zenseishi.com

URL <http://zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、かねてより子どもの貧困や差別などの子どもにかかわる人権問題、あるいは児童擁護施設での法律教室活動をはじめとする子どもの福祉の分野に取り組んできたものであるが、夫婦同氏制を定める民法第750条の規定の憲法第24条適合性について最高裁判所が示した平成27年12月16日付判決の理由に関して、子どもの育ちを支える法律家職能団体の立場から、以下のとおり声明を発する。

声明の趣旨

夫婦同氏制を定める民法第750条の規定の憲法第24条適合性について、最高裁判所が判決理由の一つとした「嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。」との考え方は、子どもが婚姻外の男女の間に生まれたことを理由とする差別を解消しようとする時代の流れに逆行するものであり、遺憾の意を表明する。

声明の理由

1. 婚外子差別の解消へ

最高裁判所は、平成25年9月4日付判決において「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず」、「平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていた」と

の理由から、当時婚外子相続分差別を定めていた民法第900条第4号但書前段を違憲であると判断した。

この違憲判決を受け、平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、民法第900条第4号但書前段は削除され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等となり、婚外子差別がその一部ではあるが解消されるに至った。この最高裁判決及びその後に続いた民法の一部改正について、当協議会は大いに賛同し、歓迎したところである。

2. 本件判決理由の問題点

ところが、最高裁判所は、平成27年12月16日、「夫婦同氏制を定める民法第750条の規定（以下「本件規定」という。）は、憲法第13条、第14条第1項、第24条第1項及び第2項等に違反しない」として上告を棄却する判決の中で、理由の一つとして、「嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。」と述べ、「婚外子ではないこと」を示すための仕組みを確保することにも一定の意義があるとした。すなわち、本件判決理由は、婚内子であることを示すための仕組みの必要性に一定の理解を示し、「婚外子だと思われたくない」という感情に対し理解や共感を示したのであるが、判決理由中とはいえ、最高裁判所が一定の意義があると評価したことの作用として、「婚外子だと思われたくない」という感情を正当なものとして公に評価することにつながり、ひいては、その反射的效果として、婚外子に対する生まれによる差別を認容することにつながりかねない。これは、父母の婚姻関係の有無による嫡出子と非嫡出子という差別を解消しようとする時代の流れに真っ向から逆行するものであり、さらに言えば、上述の平成25年9月4日判決に示された考え方とも矛盾する。したがって、婚外子差別の解消に向けた最高裁判所の考え方を大きく後退させたものと評価せざるをえない。

3. 結語

前述のとおり、婚外子相続分差別を定めていた民法第900条第4号但書前段が削除され、両親の婚姻関係の有無によって子どもが強いられた不利益が一部解消された。この婚外子差別の全廃に向けて踏み出された大きな一歩が、今回の判決理由によって僅かでも後退することがあってはならない。この思いを広く社会全体に訴え、共有する機会となることを期待し、本声明を発する。